

政務活動費の「広報費」の取扱いについて

1 「政務活動費『広報費』の取扱基準」の制定について

政務活動費については、地方自治法第 100 条第 14 項の規定に基づく会津若松市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条の規定において、その充てることができる経費が定められています。また、「会津若松市議会政務活動費ガイドライン」においては、政務活動費を充てることができる経費及び充てることができない経費を掲げています。

近年においては、政務活動費の支出が適法でないとして返還を求める訴訟が提起され、返還すべきことを認める裁判例が複数あるところです。政務活動費の訴訟においては、特に広報費（広報紙関係）に係る事案が大半を占めており、裁判所においてはその適法性と違法性について、一定の判断を示しているところです。

一方、前述した政務活動費に係る本市の条例やガイドラインにおいては、政務活動費の広報費についての具体的な取り決めがないところです。こうしたことから、広報費のより適正な支出を確保するため、裁判例を参考とし広報費に係る取扱基準を定めようとするものです。

2 「政党活動とみなされる記事」の取扱いの見直しに伴う「会津若松市議会政務活動費ガイドライン」の一部見直しについて

現行の「会津若松市議会政務活動費ガイドライン」においては、政務活動費の充当ができない「政党の記事」については、紙面に占める割合による経費の按分を行ってきました。しかし、政党に関する記事がごく小さいものであっても、政務活動費が充当される広報紙に政党活動等の記事が掲載されることに変わりはなく、市民の十分な理解が得られないと考えます。

そうしたことから、本取扱基準においては、「政党活動とみなされる記事」について従来の按分の考え方をを用いないこととし、当該記事は政務活動費が充当される広報紙に掲載できないこととしました。そのため、本取扱基準の制定に合わせ、会津若松市議会政務活動費ガイドラインにおける当該按分の定めを削除しようとするものです。

会津若松市議会における政務活動費「広報費」の取扱基準

(令和2年7月6日各派代表者会議確認)

I 本取扱基準の位置づけ及び趣旨

(1) 趣旨

本取扱基準は、政務活動費のより適正かつ適法な支出を図るため、「会派が、政務活動費の広報費を充当して発行する広報紙」についての取扱いを定めるものです。

本取扱基準については、政務活動費の支出が地方自治法第100条第14項及び会津若松市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定の趣旨に適合するよう、「他自治体における政務活動費に係る裁判例」を参考としています。

(2) 位置づけ

本取扱基準は、会派が政務活動費の広報費を充当して広報紙を発行する場合に、会津若松市議会政務活動費の交付に関する条例及び会津若松市議会政務活動費ガイドラインとともに、遵守しなければならないものとしします。

なお、本取扱基準は、会派が政務活動費の広報費を充当して広報紙を発行する場合の取扱いを定めたものです。従って、政務活動費を充当せず発行する広報紙などについては、この基準が適用されるものではありません。

II 政務活動費「広報費」の取扱基準

◆ はじめに～広報活動に政務活動費を支出することが認められる理由～

政務活動費は、議会活動の基礎となる会派の調査研究その他の活動に資するための経費として認められているものです。一方で、直接の調査研究活動ではない広報活動に政務活動費の支出が認められている理由は、広報活動を通じて、市民の要望、意見等を把握することとなり、会派の政策立案等の調査研究活動につながると考えるためです(平成26年11月27日奈良地裁判決)。

そのため、広報紙の発行について政務活動費の支出が認められるのは、原則として広報紙の内容が、会派の調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について、市民に報告する場合に限られます。

1 広報紙の内容として適している記事(具体例)

会津若松市議会政務活動費の交付に関する条例別表において、「広報費」は「調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広告宣伝するための経費」と定められています。そのため、広報紙の内容として適している記事の具体例は、次のとおりです。

- ① 市政の課題に係る調査研究活動の内容及びそれに基づく提言等
- ② 議会報告(議会での質問・質疑及びその答弁等)
- ③ 執行機関の政策等に関する報告

広報紙に適する記事
① 市政の課題に係る調査研究活動の内容及びそれに基づく提言等
② 議会報告(議会での質問・質疑及びその答弁等)
③ 執行機関の政策等に関する報告

2 広報紙に掲載できない記事等

広報紙に掲載できない記事等は、次のとおりです。

- ① 選挙の当選・落選に関するあいさつ(公職選挙法第 178 条において禁止されています。)
- ② 政党活動とみなされるもの
例) 政党の支持又は不支持に関する事項
政党その他の政治団体又はその支部が主催する事業に関する事項
- ③ 選挙活動とみなされるもの
例) 選挙の候補者及び立候補予定者の支持又は不支持に関する事項
選挙の候補者及び立候補予定者の顔写真、氏名、住所等に関する事項及び当該者の政治スローガン、公約等に関する事項
- ④ 後援会活動とみなされるもの
例) 後援会活動の案内・報告に関する事項

広報紙に掲載できない記事等
① 選挙の当選・落選に関するあいさつ
② 政党活動とみなされるもの
③ 選挙活動とみなされるもの
④ 後援会活動とみなされるもの

3 掲載内容の基準(広報紙の作成における留意点)

(1) 上記1「広報紙の内容として適している記事」以外の内容について

上記1「広報紙の内容として適している記事」以外の内容である、「会派の議員の名前・写真・似顔絵・プロフィール、季節のあいさつ、コーヒブレイク的な雑文など」については、必ずしも調査研究活動との直接的な関連性は認められません。むしろ、議員の写真・似顔絵・プロフィールやあいさつは、当該議員自身について広くアピールするためのものであって、選挙活動や後援会活動に類する性質を有するということができます(平成30年2月8日仙台高裁判決)。

しかしながら、議員の名前・写真、あいさつ、雑文などが、全て掲載を認められないものではありません。掲載した調査研究等の記事との間に関連性を有するものや、掲載内容や紙面に占める割合(大きさ)、記事の配置などから広報紙に掲載することの必要性・妥当性があるものは認められます。

その具体的な基準は、次のとおりです。

① 議員の顔写真などの写真

議員の顔写真を掲載する趣旨は、広報紙を作成した会派の議員を示すためです。また、会派の議員が広報の内容に責任を持つ意味もあります。

そのため、次の場合は、顔写真等を掲載できます。

ア 議員の顔写真

大きすぎない顔写真は掲載できます。写真の大きさの目安は、縦横とも A4 の用紙の長さの 5 分の 1 程度以内のものです(平成 22 年 11 月 5 日東京高裁判決)。広報紙の用紙が A4 より大きい場合であっても、写真の大きさの目安は同じです。

なお、似顔絵は、必要性が認められないため掲載できません。

イ 議員の集合写真

個々の議員の顔写真の代わりに、会派の所属議員の集合写真を掲載することはできます。その場合の写真の大きさは、所属議員の人数にもよりますが、原則として A4 縦の用紙で縦は用紙の長さの 5 分の 1 程度以内、横は用紙の長さ以内のものです。写真の大きさの目安は、広報紙の用紙が A4 より大きい場合であっても同様です。

ウ その他の写真

調査研究等の記事の内容を示すものなど、掲載されている記事と関連性のある写真は掲載できます。その場合、紙面に占める写真の割合が必要以上に大きくならないようにします。

また、当該写真に視察調査などを行っている所属議員が写っていることは構いません。

① 議員の顔写真などの写真	
議員の顔写真	大きすぎない顔写真は掲載できる。
議員の集合写真	個々の議員の顔写真の代わりに、会派の所属議員の大きすぎない集合写真を掲載できる。議員の集合写真を掲載した場合は、個々の議員の顔写真は掲載できない。
その他の写真	掲載されている記事と関連性のある大きすぎない写真は掲載できる。当該写真に視察調査などを行っている所属議員が写っていてもよい。

② 所属議員の氏名とプロフィール

ア 氏名

所属議員の氏名は、広報紙を作成した会派の議員を示すとともに、広報紙の内容に責任を持つ意味もあることから、掲載できます。ただし、必要以上に大きすぎる文字を使用して、氏名を記載することはできません。

イ プロフィール

議員のプロフィールのうち掲載できるものは、議会及び会派における役職名です。

議員のプロフィールで掲載できないものは、議員個人の住所、電話番号及びメール・ホームページ等のアドレスです(平成 27 年 1 月 13 日長崎地裁判決)。

所属議員の氏名とプロフィール	
氏名	大きすぎない所属議員の氏名は、掲載できる。
プロフィール	議会及び会派における役職名は、掲載できる。 議員個人の住所、電話番号及びメール・ホームページ等のアドレスは、掲載できない。

③ 会派の連絡先

市民からの意見を受けるため、会派の連絡先は掲載することができます。連絡先の住所・電話番号などは、市役所の会派控室のものとしします。なお、会派において共通の連絡先(電話・FAX・メール等)を定めた場合は、その番号等を掲載することができます。

会派の連絡先
会派の連絡先は、掲載できる。 連絡先の住所・電話番号などは、市役所の会派控室のものとする。会派において共通の連絡先(電話・FAX・メール等)を定めた場合は、掲載できる。

④ 政治信条、選挙公約等に類するもの

個々の議員の目指す市政等の記載は、会派の調査研究及び議会活動並びに市の政策について住民に報告し、PRするという実質を認めることはできません(平成 29 年 3 月 30 日広島高裁判決)。

このことから、政治信条、議員の目指す市政、議員の政治スローガン、選挙公約等に類するものは、会派の調査研究及び議会活動並びに市の政策について市民に報告するものではないため掲載できません。また、抽象的な政策提言は、選挙公約的なものであり、市政報告紙の内容としては適していないため掲載できません。

政治信条、選挙公約等に類するもの

政治信条、議員の目指す市政、議員の政治スローガン、抽象的な政策提言、選挙公約等に類するものは、掲載できない。
--

⑤ あいさつ文等

広報紙を市民にとって親しみやすく、読みやすいものとするために、季節のあいさつやコーヒブレイク的な雑文などは、掲載することができます。その場合、紙面に占めるそれらの文章の割合が必要以上に大きくならないようにします。

あいさつ文等

季節のあいさつやコーヒブレイク的な雑文などは、大きな分量でなければ、掲載できる。
--

⑥ その他の記事

上記①から⑤以外の記事でも注意が必要なものがあります。

裁判で政務活動費の充当が許されないとされた記事として、議員自身の選挙結果や県知事選挙、市長選挙等の結果報告、市長選挙に向けた議員の思い、議員が副議長に就任したことについての記事、内閣の国政に関する政策についての記事、議員が政党の青年局活動を行った旨の記事があります(平成 28 年 3 月 17 日宇都宮地裁判決)。従って、これらの記事に類する記事は、原則として掲載できません。

ただし、国政に関する記事については、国と地方自治体の行政は密接な関係にあるため、政務活動等との関連性を認める裁判例も少なくありません(平成 30 年 4 月 18 日東京高裁判決など)。そのため、国政や県政に関わる記事であっても、市民の関心が高いものや市民生活に大きな影響を与えるものについては、掲載することができます。

その他の記事
議員自身の選挙結果や市長選挙等の結果報告、市長選挙に向けた議員の思い、議員の議長等就任の記事、国政や県政に関する記事、議員の政党活動の記事は、掲載できない。
国政や県政に関わる記事のうち、市民の関心が高いものや市民生活に大きな影響を与えるものは、掲載できる。

(2) 「調査研究活動、議会活動及び市の政策に係る記事」以外の記事等の大きさについて

広報紙の内容として適している記事は、上記1(2ページ)で示したとおり「調査研究活動、議会活動及び市の政策」の記事です。そのため、当該記事以外の記事等の掲載にあたっては、上記(1)(3ページ)の基準を満たすとともにその大きさ(紙面に占める割合)についても妥当性が必要です。

そのため、議員の名前・写真・プロフィール、季節のあいさつやコーヒブレイク的な雑文については、掲載を認められるものであっても、それらをすべて合わせたものの紙面に対する割合は、紙面の4分の1以内とします。

「調査研究活動、議会活動、市の政策に係る記事」以外の記事等の大きさ
議員の名前・写真・プロフィール、季節のあいさつやコーヒブレイク的な雑文をすべて合わせたものの紙面に対する割合は、紙面の4分の1以内とする。

4 広報紙の発行時期

選挙を前にして作成された広報紙については、選挙活動であるとして訴訟となった例があります。裁判では、選挙前年に発行された広報紙について、4年間の活動と成果の報告や今後の政策目標を記載し、次期市議選を連想させる内容のものについては、選挙に向けて自身への投票を呼びかけることが主目的であるとして、政務活動費の充当を違法と判断した例があります(平成27年10月27日岡山地裁判決、平成28年11月10日広島高裁岡山支部判決)。

ただし、同訴訟において、同時期に発行された他の広報紙については、記事内容から違法性はないと裁判所は判断しています。従って、発行時期だけをもって違法とされることはありません。

しかしながら、広報活動を通じて市民の要望、意見等を把握し、会派の政策立案等の調査研究活動につなげるという広報活動の本来の趣旨を踏まえれば、任期の間際に広報紙を発行することは、選挙活動ではないかとの誤解を与えるおそれがあります。

そのため、議員任期満了前の直近の定例会終了後における広報紙の発行は、行わないこととします。

広報紙の発行時期
議員任期満了前の直近の定例会終了後における広報紙の発行は、行わないこととする。

5 適用期日

この取扱基準は、令和2年10月1日以後に発行する広報紙について適用するものとします。